

青森市旅館業法施行条例（平成十八年条例第五十号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条・第二条 略</p> <p>（法第三条第三項第三号の条例で定める施設）</p> <p>第三条 法第三条第三項第三号(法第三条の二第二項、<u>第三条の三第二項及び第三条の四第三項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法<u>第三十一条第一項の規定により</u>文部科学大臣が博物館に相当する施設として指定した施設</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>（法第三条第四項の条例で定める者）</p> <p>第四条 法第三条第四項(法第三条の二第二項、<u>第三条の三第二項及び第三条の四第三項</u>において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>第五条・第六条 略</p> <p>（宿泊を拒むことができる事由）</p> <p>第七条 法<u>第五条第一項第四号</u>の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>第八条 略</p>	<p>第一条・第二条 略</p> <p>（法第三条第三項第三号の条例で定める施設）</p> <p>第三条 法第三条第三項第三号(法第三条の二第二項<u>及び第三条の三第三項</u>ににおいて準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法<u>第二十九条に規定する</u>文部科学大臣が博物館に相当する施設として指定した施設</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>（法第三条第四項の条例で定める者）</p> <p>第四条 法第三条第四項(法第三条の二第二項<u>及び第三条の三第三項</u>において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>第五条・第六条 略</p> <p>（宿泊を拒むことができる事由）</p> <p>第七条 法<u>第五条第三号</u>の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>第八条 略</p>